

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成19年7月13日に開催した平成19年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業1箇所および都市公園事業1箇所の審査依頼を受けた。

また、平成19年11月15日に開催した第6回委員会において、県よりほ場整備事業1箇所、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業1箇所、中山間地域総合整備事業1箇所、河川事業1箇所、公営住宅整備事業1箇所の事後評価に係る審査依頼を受けた。

都市公園事業に関しては、同年9月14日に開催した第4回委員会及び同年11月15日に開催した第6回委員会において、その他の事業に関しては、同年11月15日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業 [県事業] 【再評価対象事業】

5番 とばこうかいがん 鳥羽港海岸

5番については、平成3年度に事業着手し平成10年度及び14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

審査を行った結果、5番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、今後とも事業の展開にあたっては、住民との連携やかもめの散歩道などの人の流れに関連する事業との調整を行われたい。

(2) 都市公園事業 【再評価対象事業】

7番 くまのなだりんかいこうえん 熊野灘臨海公園

7番については、昭和45年度に事業着手し平成10年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

7番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、健康温泉施設の設置については、現時点では管理運営面から過剰投資の懸念が強いと考えられるため、中止・縮小の方向で検討されたい。

(3) ほ場整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 くしだちく
櫛田地区

502番については、平成5年度に事業着手し平成13年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、持続的な担い手確保及びさらなる作物生産効果をあげることに努められたい。

(4) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

504番 にしやまちく
西山地区

(5) 中山間地域総合整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 あおやまなんぶちく
青山南部地区

504番については、昭和60年度に事業着手し平成13年度に完了した事業である。

505番については、平成9年度に事業着手し平成13年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、ソフト事業との連携をより密接に行い、農地および農村集落機能の維持に努められたい。

(6) 河川事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

507番 いっきゅうかせん やたにがわ とうごうかせんせいびじぎょう
一級河川矢谷川 統合河川整備事業

507番については、平成5年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。

審査を行った結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、都市河川においては、県民が親しめる空間づくりのため、適切な維持管理を行い、河川を活用した環境教育などのソフト事業の推進に努められたい。

(7) 公営住宅整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

508番 けんえいじゅうたく 県営住宅カーサ上野 うえの

508番については、平成6年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事後評価の妥当性を認める。